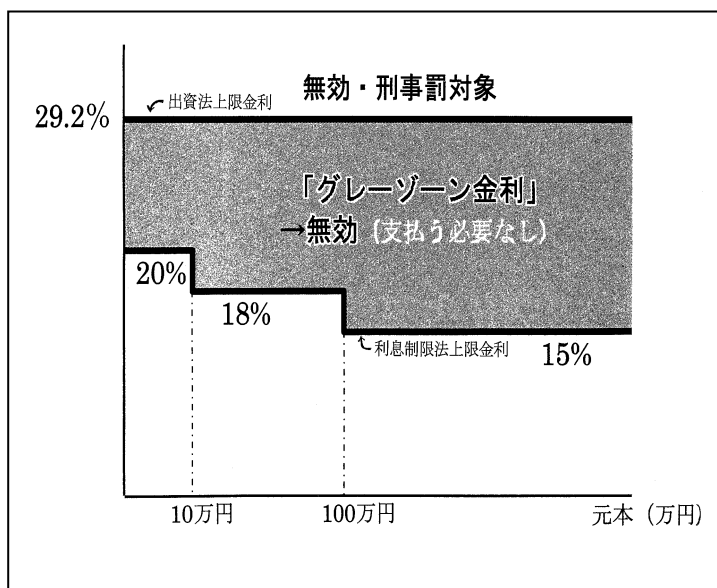


過払金について

1 利息制限法への引き直しで借入残額が大幅に減少

平成18年1月の最高裁判決が出るまでは、消費者金融や信販会社のキャッシングのほとんどは、利息制限法以上、出資法以下の金利で貸し付けを行っていました。これを「グレーゾーン金利」と言います。

当時の貸金業法では、「グレーゾーン金利」でも任意性や書面性など一定の要件を満たせば有効とみなされていましたが、平成18年1月の最高裁の判決で、ほとんどの場合、この要件を満たさないと判断されました。



「グレーゾーン金利」で契約した借入金は、法律専門家（弁護士、司法書士）に任意整理を依頼したり、簡易裁判所に特定調停の申し立てをしたりすれば、利息制限法上の金利で再計算してくれるので、借入残高が大幅に減少します。また、消費者金融等は将来利息を取らず、分割での返済にも応じています。

2 過払金の請求でお金が戻ってくるケースも

「グレーゾーン金利」で契約したものは、長い間(返済状況により異なるが、契約通り返済していれば5年程度)返済してきた場合は、上記の再計算をすると返済金を払い過ぎているケースがあります。この払い過ぎた返済金を過払金と言いますが、法律専門家に相談すれば、過払金を戻すよう消費者金融等に請求してくれます。消費者金融等からの取り立ての生活から解放されるだけでなく、過払金が戻ってきて、そのお金で生活の立て直しにつなげることもできます。

なお、簡易裁判所の特定調停では、過払金の請求までは行いません。

3 改正貸金業法

平成18年12月に貸金業法が改正され、平成22年6月に完全施行されました。これにより、その後の契約は全て利息制限法以下の金利になりました。この結果、「グレーゾーン金利」は無くなり、過払金は発生しません。大手消費者金融等は、改正貸金業法完全施行前に利息制限法以下の金利にしています。

「グレーゾーン金利」廃止後に契約したものは、借入額が少額な場合などに法律専門家の任意整理に消費者金融等が応じないこともあります。

一方、改正貸金業法完全施行前の契約では、今でも「グレーゾーン金利」のままになっているものがありますので、金利を確認する必要があります。「グレーゾーン金利」になっている場合は、法律専門家等に任意整理等を依頼するとよいでしょう。

いずれにせよ、多重債務で悩んでいる場合は、法律専門家に相談することをお勧めします。